慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔最高裁民訴事例研究四五〇〕当事者が準備書面の直送をするためにした支出と民事訴訟費用等に関する法律二条二号の類推適用(最高裁平成二六年一一月二七日第一小法廷決定)
Sub Title	
Author	工藤, 敏隆(Kudo, Toshitaka) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.12 (2015. 12) ,p.141- 154
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20151228-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁民訴事例研究四五〇〕

平二六7（民集六八巻九号一四八六頁）

当事者が準備書面の直送をするためにした支出と民事訴訟費用等に関する法律二条二号の類推適用

訴訟費用額確定処分異議申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件（最高裁判所平成二六年(許)一九号、平成二六年一一月二七日第一小法廷決定、抗告棄却）

〔事　実〕

自然人であるX（申立人・抗告人）が、団地管理組合であるY（相手方）に対し、本人訴訟として提起した立替金請求訴訟（以下「本案訴訟」という）において第一審判決が言い渡された後、本案訴訟の第一審裁判所の裁判所書記官は、Xの申立てにより訴訟費用額確定処分（以下「本件処分」という）をしたが、本件処分に対しXが異議を申し立てた。Xは異議の理由として、Xが本案訴訟の準備書面をYに対し簡易書留で直送した際に支出した郵便料金は、民事訴訟費用等に関する法律（以下「民訴費用法」という）二条二号の類推適用により訴訟費用に含まれるものであり、Xはこれを本件処分の申立てにおいて費用計算書に記載したにもかかわらず、本件処分がこれを訴訟費用から除外したことは違法である旨を主張し、右類推適用の根拠として、公刊されている裁判所書記官向けの執務資料[1]の写しを疎明資料として提出した。原々審（異議審）はXの右主張を採用せず、異議申立てを却下する決定をした（東京地決平成二六年二月二一日民集六八巻九号一四九六頁）。原々決定に対しXが即時抗告をしたが、原審（抗告審）もXの右主張を採用せず、抗告を棄却する決定をした（東京高決平成二六年四月七日民集六八巻九号一五〇二頁）。原決定に対し、Xが許可抗告の申立てをし、同抗告は許可された。

〔決定要旨〕

抗告棄却。

「1　本件は、抗告人の相手方に対する立替金請求訴訟について裁判所書記官が行った訴訟費用の負担の額を定める処

分について、抗告人が異議の申立てをした事案である。抗告人が準備書面の直送をするために支出した郵便料金（以下「本件郵便料金」という。）が、訴訟費用に含まれるか否かが争われている。

2　所論は、裁判所が書面の送達をするため必要な郵便料金は訴訟費用となるのであるから、本件郵便料金は、民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）二条二号の規定の類推適用により訴訟費用に含まれるというのである。

3　費用法二条二号は、裁判所が民事訴訟等における手続上の行為をするために行う必要な支出について、当事者等に予納義務を負わせるとともに、その支出に相当する金額を費用とすることにより、費用の範囲及び額の明確化を図ったものである。

これに対し、当事者が準備書面の直送をするために行う支出は、裁判所が何らかの手続上の行為を追行することに伴うものではなく、当事者が予納義務を負担するものでもない。そして、当事者が行う支出については、費用法二条四号ないし一〇号が、費用となるべきものを個別に定型的、画一的に定めているところ、直送は、多様な方法によることが可能であって、定型的な支出が想定されるものではない。直送をするためにした支出が費用に当たるとすると、相手方当事者にとって訴訟費用額の予測が困難となり、相当とはいえない。

したがって、当事者が準備書面の直送をするためにした支出については、費用法二条二号の規定は類推適用されないと解するのが相当である。

そうすると、抗告人が支出した本件郵便料金は、費用法二条二号の類推適用により費用に当たると解することはできず、訴訟費用には含まれないことになる。

4　以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。」

〔評　釈〕

決定要旨に反対する。

一　本決定の意義

本決定は、準備書面を直送するために当事者が支出した費用は、民訴費用法二条二号の類推適用により訴訟費用に当たると解することはできず、訴訟費用には含まれない旨を示したものである。(2)

旧民訴法は、裁判所は当事者から提出された準備書面を相手方に送達しなければならない旨を規定していたが（旧民訴法二四三条一項）、現行民訴法および民訴規則はこれを改め、当事者による準備書面の直送を義務付けている（民訴規則八三条一項）。このように、準備書面の直送は、旧法の送達に代えて導入された制度であることから、当事

者が直送をするためにした支出が、送達費用と同様に訴訟費用に含まれるかについて、訴訟費用額確定処分を行う裁判所書記官を中心に実務上関心が持たれていた。裁判所書記官向けの執務資料においては、直送費用への民訴費用法二条二号の類推適用を肯定する見解も主張されていたが、本決定はこれを採用しない旨を明らかにし、実務上の疑義を解消した点で、大きな意味を有する。

以下では、民事訴訟における訴訟費用の扱いを概観した上で（二）、当事者が準備書面の直送をするためにした支出が訴訟費用に含まれるかを検討し（三）、最後に本決定の当否（四）と射程（五）を論じる。

二　民事訴訟における訴訟費用の扱い

1　訴訟費用の負担

民事訴訟において、訴訟費用を誰がどのような割合で負担するかは、民訴法六一条ないし七四条が規定する。訴訟費用は敗訴当事者負担が原則とされ（民訴法六一条）、個別の事件における訴訟費用の負担者と負担割合は、裁判所が終局判決において、職権による裁判で定める（民訴法六七条一項）。この裁判は訴訟費用負担の裁判と呼ばれている。

訴訟費用の具体的な負担額は、訴訟費用負担の裁判が執行力を生じた後に、当事者の申立てにより第一審裁判所の裁判所書記官が処分により定め（民訴法七一条一項）、相当と認める方法で告知することにより効力を生ずる（同条三項）。この処分は訴訟費用額確定処分と呼ばれている。

2　訴訟費用の種類

訴訟費用負担の裁判、および訴訟費用額確定処分における訴訟費用とは、民事訴訟等の手続を追行するために、当事者その他の関係人や国（裁判所）が支出した費用のうち、法令の規定により当事者等が納付もしくは償還をしなければならないもの、または、支出した当事者等の負担に帰するものをいう。[3] 訴訟費用の範囲および額については民訴費用法二条が規定しており、当事者が裁判所を通じて国庫に納付する裁判費用と、当事者が裁判所以外の者に支出する当事者費用とで構成される。[4]

旧民訴費用法（明治二三年法律六四号）は、訴訟費用の範囲について、「権利ノ伸張又ハ防禦ニ必要ナル限度ノ費用」とする旨の概括的規定を置き（旧民訴費用法一条）、その額も、同法が具体的な算定基準を設けなかった費用については、実費によるとしていた（同一五条）。このように、旧民訴費用法は、訴訟費用の範囲について概括主義

（費用実費主義）に基づく例示列挙の考え方を採用していたため、具体的事件で訴訟費用となる範囲が不明確となり争いが生じやすく、具体的な負担額の算定についても必要以上に手数を要していた。そのため、現行民訴費用法は、訴訟費用の範囲や額の判断を確実かつ容易にするため、費用法定主義に基づく限定列挙の考え方を採用し、訴訟費用となる支出を発生と必要性が明らかなものに限定して類型化し、その額も実費ではなく一律の基準で定めることとした。[5]

(1) 裁判費用

裁判費用は、当事者が訴訟等を追行するについて裁判所（国庫）に納付しなければならない費用の総称であり、当事者が裁判所の裁判を求める申立てや、当事者等が裁判所書記官に記録の閲覧謄写等を求める申立てに際して納付する「手数料」（民訴費用法二条一号）と、裁判所が証拠調べや書類の送達など手続上の行為を行うのに必要な費用である「手数料以外の裁判費用」（同条二号）[6]とに区別される。

手数料の額は訴額などを基準に法定されており（民訴費用法三条・別表第一、七条・別表第二）、原則として収入印紙により納付しなければならないが、民事訴訟費用等に関する規則（以下「民訴費用規則」という）が規定する額を超える場合は現金で納付することができる（民訴費用法八条、民訴費用規則四条の二）。一方、手数料以外の裁判費用の額は、民訴費用法一一条一項の規定により納付すべき金額であり、[7]裁判所はこれらの費用の概算額を原則として当事者に予納させるが（民訴費用法一二条、一三条）、訴訟救助によって支払が猶予された場合や、裁判所が例外的に立て替えた場合は、後日裁判所が費用負担者または予納義務者から取り立てることができる（民訴費用法一四条ないし一七条）。

(2) 当事者費用

当事者費用[8]とは、当事者が訴訟追行上、裁判所以外の者に支出する費用のうち、訴訟費用として法定されているものをいう。民事訴訟（判決手続）における訴訟費用としての当事者費用は、民訴費用法二条四号ないし一〇号が規定する費用であり、訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類の作成および提出の費用（六号）や、当事者または代理人が期日に出頭するための旅費、日当、宿泊料（四号）などが含まれる。同条三号および一一号ないし一八号の費用は執行費用または執行準備費用であり、民事執行法四二条がその負担者や取立ての方法等を規定し

ている。

裁判費用と当事者費用は、いずれも、訴訟費用負担の裁判による当事者間での償還の対象となることは共通する。他方で相違点として、裁判費用は、当事者が民事訴訟等の制度を利用するにつき、裁判所への納付義務（民訴費用法六条、一二条）を課された支出に相当する額が当然に訴訟費用とされるのに対し、当事者費用は、当事者が訴訟追行やその準備のために裁判所以外の者にした支出のうち、民訴費用法所定の範囲および額のみが訴訟費用として扱われるという違いがある[9]。顕著な例として、当事者が委任した訴訟代理人弁護士に支払う費用は、裁判所が当事者に弁護士の付添いや選任を命じた場合を除き、訴訟費用とはされていない（民訴費用法二条一〇号）。

三　当事者が準備書面の直送をするためにした支出は訴訟費用に含まれるか

1　送達と送付および直送の関係

送達は、当事者その他の訴訟関係人に対して、訴訟上の書類の内容を知らせるために、法定の方式に従って書類を交付する、または、交付を受ける機会を与える裁判所の訴訟行為である。現行民訴法は、送達を要する書類を、訴状（民訴法一三八条一項）や判決書（民訴法二五五条一項）など、名宛人への到達に伴って訴訟上の重大な効果が生ずるものに限定し[10]、送達の方式を九八条ないし一一三条に規定する。これに対し、送付とは簡易な書類の伝達方法であり、その基本的事項は民訴規則四七条に規定されている[11]。同条一項は、送付の方法を、書類の写しの交付またはファクシミリによる送信とし、「直送」とは当事者が相手方に対し書類を直接に送付することと定義する。「写し」は送付書類のコピーで足り、認証等の特別の方式を備える必要はなく、「交付」は直接の手渡し、使送のほか、郵送でもよいと解されている[12]。

旧民訴法は、準備書面につき送達を要する旨を規定していたが（旧民訴法二四三条一項）、実際には当事者間で準備書面を直接に授受することが慣行的に広く行われていた[13]。準備書面の直送は、送達費用を節約できる利点だけでなく、当事者の訴訟進行への主体的関与の途を広げる意義も有することから[14]、現行民訴規則は、当事者に対し準備書面の直送を原則として義務付けている（民訴規則八三条一項）[15]。ただし、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは[16]、当事者は、裁判所に対し、相手方への送達または送付を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができ

る（民訴規則四七条四項）。

2　手数料以外の裁判費用に関する規定の直接適用の可否

手数料以外の裁判費用の範囲および額として、民訴費用法一一条一項は、裁判所が民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な給付に相当する金額（一号）と、手続上の行為を裁判所外で行った場合の裁判官および裁判所書記官の旅費等（二号）を規定する。同項一号の「手続上の行為」としては、証拠調べや書類の送達が条文上例示されているが、手数料以外の裁判費用としての性質や同号の文言に照らすと、「手続上の行為」は、本来的には裁判所が主体として実施する行為を意味すると解される。[17]

準備書面の当事者間での授受の方法は、前述のとおり直送が原則とされるが、補充的な方法として、裁判所による送達および送付も可能である。このうち送達と送付は、手数料以外の裁判費用の発生原因である「手続上の行為」（民訴費用法一一条一項一号）に該当する。[18] しかし、当事者が主体として行う直送はこれに該当せず、民訴費用法二条二号を直接に適用することはできないと解される。

3　当事者費用に関する規定の直接適用の可否

民訴費用法二条六号[19]は、当事者費用の一つとして、訴状、準備書面、書証の写し、訳文等の書類の作成および提出の費用[20]を規定する。同号は、訴訟費用となる額の基準が考慮すべき要素として、書類の種類や通数だけでなく、事件の種類や当事者の数を掲げていることから、相手方当事者に交付する準備書面の写しを作成する費用を含むものと考えられる。しかし他方で、民訴法や民訴規則において「提出」の語は、当事者が裁判所に対して行う書類等の伝達の意味で用いられており（民訴規則二条一項・三条一項・四七条三項・七九条一項等参照）、裁判所に提出した書類を相手方当事者に直送する費用は、民訴費用法二条六号の「作成及び提出の費用」には文理上含まれないと解される。[21] また、同号以外に、直送費用を当事者費用に含める明文規定も見当たらない。

4　民訴費用法二条二号類推適用の可否

㈠　類推適用の必要性と許容性

右に述べたとおり、準備書面の直送費用につき、訴訟費用に関する規定を直接に適用することはできない。したがって、民訴費用法が費用法定主義に基づく限定列挙の考え方を採用した趣旨に照らせば、同法の規定の類推適用により、直送費用を解釈上訴訟費用に含めることは許されないようにも考えられる。[22] 現に本決定、原決定および原々決定は、一貫してその理を述べる。

しかしながら、訴訟費用の範囲および額を定めるに際しては、算定の確実性や容易性といった技術的要請だけでなく、民訴費用法の究極的な目的である当事者間の公平の理念も考慮する必要がある。[23] 以下に述べるとおり、訴訟費用の敗訴者負担原則の趣旨、および準備書面の直送を原則とした趣旨に照らせば、準備書面の直送費用を訴訟費用として扱うことが、当事者間の公平に合致するものと解される。

(1) 訴訟費用の敗訴者負担原則との関係

民訴法六一条が規定する訴訟費用の敗訴者負担原則は、訴訟上正当な権利を主張する者が要した費用は、それを必要とさせた相手方が負担するのが公平であるとの趣旨に基づくものである。[24] この趣旨に照らせば、当事者が訴訟を追行する上で、手続法上の義務に基づいて行った支出は訴訟費用に含まれるべきである。

これを準備書面の直送について見ると、民訴規則八三条一項は当事者に準備書面の直送を義務付けていることから、勝訴当事者が準備書面の直送のためにした支出は、訴訟費用として敗訴当事者に負担させることが公平に合致する。このように解することは、当事者が委任した弁護士に支払う費用は、原則として訴訟費用に含まれないものの、裁判所が弁護士の付添いや訴訟代理を命令した場合（民訴法一五五条二項、人事訴訟法一三条三項前段）には、民訴費用法二条一〇号により例外的に訴訟費用（当事者費用）として扱われることにも整合する。[25]

(2) 準備書面の直送制度との関係

準備書面の直送が原則として義務付けられた趣旨は、前記三1のとおり、手続の迅速化や費用低廉化を図る点や、当事者の訴訟進行への主体的関与を広げる点にあるとされている。それにもかかわらず、準備書面の直送費用を訴訟費用に含めない扱いをすることは、例外的方法である裁判所による送達や送付の費用が訴訟費用（手数料以外の裁判費用）に含まれること（民訴費用法二条二号）に比べ均衡を失し、直送制度を原則とした趣旨が達成できないおそれが生じるため、妥当ではない。[26]

(二) 類推適用すべき規定

(1) 民訴費用法二条二号

準備書面の直送が、旧民訴法における送達に代わるものとして導入された経緯に照らせば、直送費用を訴訟費用として扱う根拠としては、民訴費用法二条二号・一一条一項一号を類推適用するのが最も簡明直截である。[27]

送達費用が訴訟費用とされる具体的金額は、送達実施機関が郵便または執行官であることから（民訴法九九条一

項）、前者の場合には郵便法所定の郵便料金相当額、後者の場合には執行官法や執行官の手数料および費用に関する規則所定の手数料相当額となる。一方、直送の方法は、ファクシミリ送信、手渡しによる交付、使送、郵送等様々なものが存在し、どれを採るかは当事者に委ねられているため、定型的な算定基準を観念することはできない。そのため、直送費用が訴訟費用とされる具体的金額は、訴訟費用額確定処分において、実際に支出された額も考慮しつつ、公平の見地から合理的な金額を定めることができるものと解する。前述のとおり、現行民訴費用法は実費主義をもはや採用していないのであるから、実際に支出された費用との過不足が生じても、具体的事情に照らし当事者間の公平を失しない限りは許容されるものと解される。

なお、直送の費用は、当事者が直接支出するものであるから、費用の予納に関する規定（民訴費用法一二条・一三条・一三条の二）については類推適用の対象とはならないと解される。

(2) 民訴費用法二条六号

直送費用を訴訟費用として扱う根拠としては、準備書面等の書類の「作成及び提出の費用」に関する規定である、民訴費用法二条六号の類推適用も考えられる。[28] 同号は当事者費用に関する規定であり、その点は同条二号よりも類推に適している。しかしながら、同条六号の費目につき訴訟費用となる額は、民訴費用規則二条の二第一項・別表第二第一項が算定基準を定めているところ、同基準は、訴訟、執行などの事件の種類毎に定額化を図り、当事者の数並びに書類の種類および通数による段階的な加算を行う内容となっている。[29] そのため、これに直送費用を加算するとしても、同基準とは観点が異なる算定方法によらざるを得ない。よって、費用額の算定方法の類似性という見地からは、六号よりも二号の類推適用がより適切であると解される。

5 小 括

以上のとおり、当事者が準備書面の直送のために支出した費用については、民訴費用法二条二号が類推適用され、訴訟費用に含まれると解すべきである。

四 本決定の当否

1 手数料以外の裁判費用および当事者費用の性質に関する部分

本決定は、「費用法二条二号は、裁判所が民事訴訟等における手続上の行為をするために行う必要な支出について、当事者等に予納義務を負わせるとともに、その支出に相当

する金額を費用とすることにより、費用の範囲及び額の明確化を図ったものである。これに対し、当事者が準備書面の直送をするために行う支出は、裁判所が何らかの手続上の行為を追行することに伴うものではなく、当事者が予納義務を負担するものでもない。」と述べる。この部分は、民訴費用法二条二号が、手数料以外の裁判費用に関する規定であることを確認した上で、準備書面の直送のために当事者がした支出は、性質が異なる旨を説示したものである。

本決定は続けて、「当事者が行う支出については、費用法二条四号ないし一〇号が、費用となるべきものを個別に定型的、画一的に定めている」と述べる。この部分は、費用法定主義と、民訴費用法二条四号ないし一〇号が当事者費用に関する規定であることを確認したものである。決定要旨のここまでの部分は、裁判費用と当事者費用の講学上の分類や、現行法の基本理念である費用法定主義を確認したものであり、私見も賛成する。

2　直送費用に関する部分

本決定は、民訴費用法二条二号の類推適用を否定する理由として、「直送は、多様な方法によることが可能であって、定型的な支出が想定されるものではない。直送をするためにした支出が費用に当たるとすると、相手方当事者にとって訴訟費用額の予測が困難となり、相当とはいえない」旨を説示する。

前記の部分のうち、直送につき多様な方法が可能で定型的支出が想定されない点は、状況認識として私見も異論はないが、これを直送のためにした支出を訴訟費用とすべきではない理由としたことには反対である。前記三4㈠で既に述べたとおり、民訴費用法は究極的には当事者間の公平を目的とするものであり、準備書面の直送費用については、訴訟費用敗訴者負担原則の趣旨、および準備書面の直送制度の趣旨を全うするために、民訴費用法二条二号の類推適用により訴訟費用として扱う必要性が認められる。また、相手方当事者にとって訴訟費用額の予測が困難であるとする点については、郵便やファクシミリで直送をした場合は、それらの料金相当額が一応の目安となり得るし、本人や使者が相手方に赴いて交付したような場合は、合理的金額の範囲内で費用額と認めることにより、不当な結果を避けることは可能である。

したがって、本件でXが支出した準備書面の直送費用については、民訴費用法二条二号を類推適用し、訴訟費用として扱うべきものと解する。本件の訴訟費用額確定手続において、Xは準備書面を簡易書留で直送した郵便料金相当

額を費用額として主張しているが、簡易書留の料金は特別送達よりも若干低廉であり、Xの主張額を認めたとしても、Yにとって不測の過大な負担を強いるものとはいえないと思われる。

3　小　括

以上のとおり、私見は、本決定要旨に反対する。

五　本決定の射程

最後に本決定の射程について検討する。本決定は、準備書面の直送をするためにした支出につき民訴費用法二条二号の類推適用を否定し、訴訟費用とならない旨を示したものであるが、本決定の射程は、準備書面以外の当事者の直送書類（例えば、準備書面に引用した文書の写し（民訴規則八二条二項）、証人尋問の申出の際の尋問事項書（同一〇七条三項））にも及ぶものと解される。

また、本決定は、準備書面の直送費用について、民訴費用法二条二号以外の規定の類推適用の可否には言及していない。しかしながら、本決定は、民訴費用法が費用法定主義に基づく限定列挙の考え方を採用することや、直送は定型的支出が想定されず相手方当事者の予測が困難なことを理由に挙げていることに照らせば、民訴費用法の他の規定の類推適用についても消極である旨を暗示するものと見られる。[30]

（1）　裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案Ⅱ』一三八頁（司法協会、四訂補訂版、二〇一三年）。

（2）　本決定の評釈として、川中啓由「判批」新・判例解説Watch（LEX/DB 文献番号 25446797）がある。

（3）　この意味での訴訟費用は、狭義の訴訟費用と呼ばれる。これに対し、個々の訴訟を追行するために当事者が支出する費用ないし経費一般は、広義の訴訟費用と呼ばれる。訴訟救助を付与する要件として旧民訴法一一八条が規定していた「訴訟費用ヲ支払フ資力ナキ者」における「訴訟費用」は、広義の訴訟費用を意味するものと解されていたが、現行民訴法は「訴訟の準備及び追行に必要な費用」（八二条一項）という文言に改めている（狭義の訴訟費用と広義の訴訟費用の関係について、秋山幹男ほか編『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ』三頁（日本評論社、第二版、二〇〇六年）、賀集唱ほか編『基本法コンメンタール民事訴訟法1』一六六頁〔松浦馨＝日比野泰久〕（日本評論社、第三版追補版、二〇一二年））。

（4）　訴訟費用の分類について、呼称に若干の違いがある以外にはほぼ異論は見られない。内田恒久責任編集『民事・刑事訴訟費用等に関する法律の解説』一九頁〔内田恒久＝

野崎幸雄〕（法曹会、一九七四年）、斎藤秀夫ほか編著『注解民事訴訟法(3)』九頁〔斎藤秀夫＝宮本聖司＝小室直人〕（第一法規出版、第二版、一九九一年）、上田徹一郎＝井上治典『注釈民事訴訟法(2)』四一三頁〔奈良次郎〕（有斐閣、一九九二年）、秋山ほか・前掲注（3）四頁、賀集ほか・前掲注（3）一六八頁〔松浦＝日比野〕、兼子一原著『条解民事訴訟法』三〇六頁〔新堂幸司＝高橋宏志＝高田裕成〕（弘文堂、第二版、二〇一一年）。

（5）現行民訴費用法制定の趣旨につき、内田・前掲注（4）二一頁、四四頁、五四頁〔内田＝野崎〕、上田＝井上・前掲注（4）四〇六頁〔奈良〕、兼子・前掲注（4）三〇六頁〔新堂＝高橋＝高田〕、裁判所職員総合研修所監修『民事実務講義案Ⅱ』九二頁（司法協会、四訂再訂版、二〇一四年）。

（6）手数料以外の裁判費用は、裁判所（国）が他に対してした支出について、当事者に予納や納付の義務を課すことから、かつては「立替金」の呼称も用いられていた。しかし、これに該当する支出は、本来的に裁判所（国）がその名においてすべきものであり、当事者がすべきものを当事者に代わって国がその金額を立て替えるのではない（内田・前掲注（4）一九七頁注（三）〔内田＝野崎〕）。

（7）厳密には、当事者が現実に裁判所に納付した額の限度において訴訟費用になる（内田・前掲注（4）五六頁〔内田＝野崎〕）。また、納付の効果が生じるのは予納の時点ではなく（内田・前掲注（4）七五頁〔内田＝野崎〕）、民訴費用法一一条一項一号の費用については、当該費用を要する行為について裁判所が予納金から現実に給付をした時点、同二号の費用については当該裁判所外の行為が完了した時点である（内田・前掲注（4）一九五頁〔内田＝野崎〕）。

（8）「裁判外費用」や「手続費用」の呼称もある。

（9）上田＝井上・前掲注（4）四一三頁〔奈良〕および斎藤ほか・前掲注（4）九頁〔斎藤＝宮本＝小室〕は、裁判費用と当事者費用の違いとして、訴訟救助の効力が裁判費用についてのみ生ずる点（民訴法八三条一項一号。ただし同二号は例外か）を指摘する。

（10）法務省民事局参事官室『一問一答　新民事訴訟法』一二二頁（商事法務研究会、一九九六年）。

（11）最高裁判所事務総局民事局監修『条解民事訴訟規則』一〇〇頁（司法協会、一九九七年）。なお、民訴規則制定以前に導入されていた直送の制度として、民事保全手続における、既に裁判所に提出した主張書面および書証の写しの債権者から債務者に対する直送（民事保全規則一五条、二六条）があった。民事保全規則の条文の文言は、当初は「交付」としていたが、現行民訴規則制定時に「直送」と改められた。

（12）最高裁事務総局民事局・前掲注（11）一〇一頁。

(13) 旧民訴法において、準備書面を相手方に送達することの実益は、相手方が在廷しない口頭弁論においても、当該準備書面に記載した事実を主張することができる点にあったが（二四七条）、相手方が口頭弁論期日に出頭していれば、送達の有無は何ら影響がなかった。

(14) 最高裁事務総局民事局・前掲注（11）一〇〇頁、一八三頁。

(15) 加えて、民訴規則三条が、準備書面の裁判所への提出をファクシミリ送信により行うことを認めているため、裁判所への提出と相手方への直送は、ファクシミリの同時送信によることが可能である。民訴規則の立案担当者は、ファクシミリ送信が直送の原則的な方法と想定しており（最高裁事務総局民事局・前掲注（11）一〇二頁、竹下守夫ほか『研究会新民事訴訟法』一六三頁〔福田剛久〕（有斐閣、一九九九年）、実際にもファクシミリ送信による直送が広く行われている。

(16) 「相当とする事由」は厳格に運用されるべきではなく（最高裁事務総局民事局・前掲注（11）一〇三頁、竹下ほか・前掲注（15）一六四頁〔福田〕）、例えば、当事者が感情的に対立しており受領が期待できない場合や、相手方が乱暴な性癖を有する場合で交付を契機に更に事件が紛糾する可能性がある場合等も、これを認めてよいと解されている（裁判所職員総合研修所監修『民事訴訟関係書類の送達実務の研究―新訂―』二五六頁（司法協会、二〇〇六年）、総研・前掲注（5）六五頁）。

(17) 「手続上の行為」を厳密に定義すれば、裁判所による当該行為の実施が、単に手続法規に規定されるだけでなく、その実施が手続の遂行につき法律上の効果をもたらすものでなければならないとされる（内田・前掲注（4）一九一頁〔内田＝野崎〕）。ただし、ここにいう「法律効果」は、訴訟法上の法律効果に限らず、一定の事実を当事者に知らせ、その訴訟活動が円滑に行われることを確保しようとするものも含めてよいとされる（内田・前掲注（4）一九七頁注（四）〔内田＝野崎〕）。

(18) 裁判所による送付について、総研・前掲注（5）六六頁。

(19) 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成一五年法律第一二八号）による一部改正前の民訴費用法は、訴状、準備書面等の書類につき、書記料（同法二条六号）として、書類一枚につき最高裁判所の定める額（平成一五年最高裁判所規則第二三号による一部改正前の民訴費用規則二条一項によれば、文書は一枚につき一五〇円）と、提出の費用（同七号）として、一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額を当事者費用として規定していた。民訴費用法および民訴費用規則の平成一五年改正に関する文献として、福與輝彦＝多田隈さとみ「新

しい民事訴訟費用等に関する法律・規則の概要」民情二〇九号二頁（二〇〇四年）、三輪方大＝藤田敏之「改正後の民事訴訟費用等に関する法律・規則の概要」判タ一一三九号四頁（二〇〇四年）、三輪方大「民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則の概要」NBL七七九号一九頁（二〇〇四年）、小林久起＝近藤昌昭『司法制度改革概説　第八巻　民訴費用法／仲裁法』三頁〔滝澤一弘＝吉岡智男＝小林久起〕（商事法務、二〇〇五年）がある。

(20) 訴訟費用として認められるためには、平成一五年改正前と同様に、当該民事訴訟の資料とされた場合に限るとする制約があり（民訴費用法二条六号かっこ書き）、これを「資料性の原則」という（詳しくは、内田・前掲注（4）六〇頁〔内田＝野崎〕）。例えば、準備書面は陳述された場合に限り資料性が認められる（総研・前掲注（5）一四〇頁注4）。

(21) 平成一五年改正前の民訴費用法二条七号における「提出」は、裁判所への提出を意味し、相手方に副本を直送した費用は含まれないとする見解として、内田・前掲注（4）七六頁〔内田＝野崎〕、最高裁判所事務総局編「民訴費用法に関する執務資料」民事裁判資料一〇五号（訟廷執務資料四四号）二頁（一九七三年）がある。

(22) 民訴費用法が限定列挙の考え方を採ることを、特に当事者費用との関係で述べるものとして、斎藤ほか・前掲注（4）一四頁〔斎藤＝宮本＝小室〕、上田＝井上・前掲注（4）四二〇頁〔奈良〕。

(23) 内田・前掲注（4）四三頁〔内田＝野崎〕、川中・前掲注（2）三頁。

(24) 賀集ほか・前掲注（3）一七〇頁〔松浦＝日比野〕。兼子・前掲注（4）三一一頁〔新堂＝高橋＝高田〕もおおむね同旨。

(25) この点は、慶應義塾大学民事訴訟法研究会の席上で、山本和彦教授（一橋大学）より受けた示唆に基づく。

(26) 平成一五年改正前の民訴費用法の下で、現行民訴規則の直送制度の趣旨に照らし、同法二条二号または七号（書類の提出費用）を類推適用する余地があるとする見解として、和久田道雄＝永末秀伸「訴訟費用額確定手続の今後について」全国書記官協議会機関紙一三九号五三頁（一九九七年）、裁判所書記官研修所監修『新民事訴訟法における書記官実務の研究Ⅱ』三二八頁（司法協会、一九九八年）。川中・前掲注（2）三頁も、直送費用について民訴費用法二条二号または六号を類推する基礎は十分にあるとする。

(27) 直送は当事者が裁判所に代わって直接相手方に書面を交付するものであることを理由に、民訴費用法二条二号の類推適用説を採る見解として、総研・前掲注（5）一三八頁。直送制度の積極的利用促進を、民訴費用法二条二号類推適用の理由に挙げるものとして、総研・前掲注（16）二

五四頁。

(28) 川中・前掲注（2）三頁は、「送達」と「送付」をあえて性質が違うものとして区別する現行法・規則の建前と二号類推説とは乖離があるのに対し、裁判所への「提出」がその後の当事者への送付も予定していることからすると、六号類推説の方が解釈として無理がないとする。

(29) 民訴費用規則別表第二が規定する算定基準は、民事訴訟事件については、一件当たりの基本単価を、執行事件や督促事件など他の類型よりも若干高額（一五〇〇円）に設定している。これは、訴訟事件等の類型は当事者間で書類を複数回交換することが予定されているのに対し、執行事件や督促事件の類型では、当事者間で書類の交換が複数回にわたることが通常想定されないという違いによるものとされる（最高裁判所事務総局民事局『民事訴訟費用等に関する執務資料〔全訂版〕』二五頁（司法協会、二〇〇四年）、総研・前掲注（5）一四〇頁）。また、加算が行われる基準は、書類の通数（主張書面は合計五通を超える場合、書証は合計一五通を超える場合）と送付すべき相手方の人数（五人を超える場合）を考慮要素としている。

(30) 訴訟費用確定処分においては、申立人の請求額を超えない範囲内で、当事者の申し立てていない項目や金額を、職権により追加・増額することは許されると解されているが（秋山ほか・前掲注（3）五八頁、賀集ほか・前掲注（3）一八九頁［甲斐哲彦］、兼子・前掲注（4）三三一頁［新堂＝高橋＝高田］。旧民訴法における訴訟費用額確定決定手続に関する裁判例として、仙台高決昭和三五年八月二九日下民一一巻八号一七九八頁、東京高決昭和四六年九月二七日判タ二七一号三二七頁）、本決定はそのような職権による考慮を行っていない。

工藤　敏隆